

令和8年2月3日  
学校健康推進課

## 区立小・中学校の給食費の改定について

### 1. 主旨

区立小・中学校の給食費は、「世田谷区学校給食費に関する規則」により、その単価を定めており、物価高騰を踏まえ、令和7年4月に規則上の給食費単価の改定を行ったところだが、その後も物価の高騰が続いていることから、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食水準を維持するには食材費の増額が必要であるため、令和8年4月より、当該規則における給食費の改定を行う。

### 2. 給食費の比較

区では、令和4年6月以降の食材費増額の検討の際に、国の学校給食摂取基準に基づき作成した令和3年度の1年間の献立をもとに、検討時点における食材費価格で献立を実施した場合にかかる1食あたりの単価を算出し、規則上の給食費単価との比較を行ってきた。

令和7年12月時点の食材費価格で、同じ献立を実施した場合にかかる1食あたりの単価を算出した結果は、下記の表のとおり。

対象	規則上の 給食費単価	令和7年12月時点 1食あたりの単価	価格差	上昇率
小学校(中学年)	349円	394.44円	45.44円	13.0%

(小学校の平均値として中学年の単価349円をモデルに算出)

規則上の給食費単価と比較すると、価格差は45.44円、上昇率は13.0%となるため、規則上の給食費単価の13%相当分を上乗せする食材費増額を実施する必要がある。

### 3. 改定額

前記により、規則上の給食費単価の13%増額した金額を、令和8年4月からの給食費の改定額とする。

#### 改定前と改定後の給食費単価の比較

対象	規則上の 給食費単価	改定後の 給食費単価	差額
小学校(低学年)	313円	<b>354円</b>	+41円
小学校(中学年)	349円	<b>395円</b>	+46円
小学校(高学年)	377円	<b>427円</b>	+50円
中学校(自校方式)	432円	<b>489円</b>	+57円
中学校(調理場方式)	401円	<b>454円</b>	+53円

4. 改定時期

令和8年4月

5. 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月中旬～ 学校等周知

4月

規則における給食費の改定